従業者証明書
【写し】提出遅延願

受講申込締切日までに、従業者証明書(写し)を提出することが出来ない場合は、
下記手順に従い、**【提出遅延願】**を完成させてください。

1 下記【注意事項】を確認・承諾した上で、作成してください。

1. 紛失等の理由では、提出遅延願を使用することはできません。
2. 所属する企業より従業者証明書の交付を受けた後、申込締切日より1か月以内にそのコピーをご提出ください。
   期限までの提出ができない場合は、受講要件を満たすことができず未修了となる可能性があります。
3. **スクーリング受講時に従業者証明書の原本を確認**します。受講申込日からスクーリング2日目まで有効な従業者証明書をご持参ください。
   その**原本を確認できない場合は、当該講習結果の通知を停止**させて頂きます。

2 下記必要事項を記入してください。
(※ 原則として、受講申込者以外の方が記入してください)

受講申込者

上記の受講申込者が当社(当事務所)に在籍し、宅地建物取引業に従事していることを証します。

宅建業　□ 国土交通大臣
免許番号　□ [　　]知事　(　　)第　　号

勤務先
所在地

商号(社名)

代表者名　　印